

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【公表番号】特表2013-533819(P2013-533819A)

【公表日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2013-046

【出願番号】特願2013-518749(P2013-518749)

【国際特許分類】

**B 32B 27/08 (2006.01)**

【F I】

B 32B 27/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月1日(2014.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組立品であって、

第1の熱膨張係数を有する第1のポリマーフィルム基材と

感圧接着剤層の第1の主表面と

の間に介在されたバリアフィルムを含み、前記感圧接着剤層が、第2の熱膨張係数を有する第2のポリマーフィルム基材上に配設されている前記第1の主表面に相対する第2の主表面を有し、

前記組立品が、可視光及び赤外光に対して透過性であり、並びに前記第2の熱膨張係数が、前記第1の熱膨張係数よりも1ケルビン当たり少なくとも40 ppm大きい、組立品。

【請求項2】

組立品であって、

1ケルビン当たり最大50 ppmの熱膨張係数を有する第1のポリマーフィルム基材と

、  
感圧接着剤層の第1の主表面と

の間に介在されたバリアフィルムを含み、前記感圧接着剤層が、第2のポリマーフィルム基材上に配設されている前記第1の主表面に相対する第2の主表面を有し、

前記組立品が、可視光及び赤外光に対して透過性であり、並びに前記第2のポリマーフィルム基材が、紫外光による劣化に対して抵抗性である、組立品。

【請求項3】

前記感圧接着剤層が最大 $3.4 \times 10^{-8}$  Paの引っ張り弾性率を有する、請求項1又は2に記載の組立品。

【請求項4】

前記感圧接着剤が、アクリレート、シリコーン、ポリイソブチレン、又はウレア感圧接着剤の少なくとも1つである、請求項1～3のいずれか一項に記載の組立品。

【請求項5】

前記第2のポリマーフィルム基材が、エチレン-テトラフルオロエチレンコポリマー、テトラフルオロエチレン-ヘキサフルオロプロピレンコポリマー、テトラフルオロエチレン-ヘキサフルオロプロピレン-ビニリデンフルオリドコポリマー、又はポリビニリデン

フルオリドの少なくとも 1 つを含み、前記第 1 のポリマー・フィルム基材が、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレンナフタレート、ポリエーテルエーテルケトン、ポリアリールエーテルケトン、ポリアリレート、ポリエーテルイミド、ポリアリールスルホン、ポリエーテルスルホン、ポリアミドイミド、又はポリイミドの少なくとも 1 つを含み、そのいずれかが所望により熱安定化されてもよい、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組立品。